

令和 7 年度第 2 回 F-REI と地域との連携モデル創出事業 公募型プロポーザル募集要領

第 1 実施目的

以下の目的を達成するため、「F-REI と地域との連携モデル創出事業」の業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により、優れた提案及び遂行能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）は、東日本大震災及び原子力災害により失われた浜通り地域等の新たな産業基盤の構築を目指すことを目的に平成 26 年に取りまとめられた国家プロジェクトであるが、福島イノベ構想の取組は、産業集積の形成・活性化に主眼があり、国の有識者会議において、「全体として更に連携を進めるための仕組み等が必要」、「研究者や技術者の人材育成体制や学術基盤の整備が必要」という指摘を受け、福島イノベ構想を更に発展させ、既存の研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核拠点として、令和 5 年 4 月に F-REI が設立された。

F-REI 設立から 3 年目を迎え、今後 F-REI の研究開発や産業化等の取組は本格的に進展していくことが見込まれる。F-REI は、福島の復興、福島イノベ構想を更に進めていく重要な機関であり、地域の多様な主体と結び付き、地域に根差した存在、いわゆる「おらが F-REI」となってその設置効果を広域的に波及させていくことが重要であるため、F-REI と地域が連携した取組の組成を推進することを目的とする。

第 2 事業概要

1. 委託事業名

F-REI と地域との連携モデル創出事業

2. 委託期間

契約締結の日から事業実施完了日まで

3. 業務内容

別紙「F-REI と地域との連携モデル創出事業委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の第 4 に記載する業務 1 又は業務 2 の業務。業務の詳細については仕様書を参照すること。

なお、具体的な手法については、企画提案内容に関する F-REI との調整を踏まえ、仕様書を決定する。

4. 委託限度額

500,000 円／件

ただし、主たる事業実施場所が浜通り地域等 15 市町村(※)の場合は、1,000,000 円／件を上限とする。（うち消費税及び地方消費税を含む。）

(※) いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

5. 契約予定件数

2 件（「業務 1（業務 2）で 2 件」又は「業務 1 と業務 2 で各 1 件」）

第 3 事業対象エリア

第4 参加資格

企画提案書を提出できる者は、次の（１）から（８）までに掲げる条件をすべて満たす者であることとする。

- （１）福島県内に事務所・事業所を有する企業、団体（福島県内に本店又は主たる営業所を有し、定款、会則等で規定される企業又は団体をいう。以下、「県内企業等」という。）又は福島県と包括連携協定を締結している企業、大学等（令和７年９月１日現在。以下、「包括連携協定先」という。）であること。
- （２）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （３）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - （ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。)
 - （イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - （ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - （オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- （６）常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- （７）福島県との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること。
- （８）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。

第5 企画提案内容

本事業において企画提案を求める内容は以下 1～4 とする。

1. 業務実施方針

提案にあたっては以下を含むこと。

- （１）業務の件名（提案する取組の名称）
- （２）業務の別（業務 1、業務 2 のいずれに当たるかを明示）
- （３）業務の目的・概要（どのような目的を達成するため、どのような手法を用いて、F-REI との連携を組成するのか明確にすること）

- (4)業務の内容（具体的な実施プログラム、参加対象者、回数、目標達成度など）
- (5)業務実施予定地（複数に及ぶ場合はすべてを明記の上、主たる地を明示すること）
- (6)実施工程計画（スケジュールなど）

2. 業務の実施体制

- (1)本事業の目的を達成するための業務実施体制(人員体制、役割分担等)について提案すること。
- (2)業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を統括責任者として設置することとし、所属・氏名・業務実績を明記すること。

3. 事業の取組内容

- (1)別紙仕様書に基づき提案すること(業務実施体制を除く)。
- (2)その他、独自提案(任意)があれば盛り込むこと。

4. 積算内訳

費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。積算内訳書フォーマットを用いても可。

第6 質問書、参加表明書及び企画提案書の提出

1. 質問書の提出(別紙「Q & A」の記載項目以外で質問事項がある場合は提出)

- (1)提出書類：質問書(様式第1号)
- (2)提出期限：令和7年9月16日(火)正午まで
- (3)提出方法：メール、持参、郵送による
- (4)回答方法：質問書提出者の全員に対し、提出されたすべての質問及び回答を回答書(様式第2号)にて、令和7年9月18日(木)(予定)にメールで送信するとともに、県HPで公開する。なお、質問書の提出がない場合について、その旨の連絡は行わない。
- (5)その他：メールでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

2. 企画提案書の提出

- (1)提出書類【8部：正本1部、副本7部】
 - (ア)企画提案書(任意様式による。企画提案書フォーマットを用いても可)
 - ・内容は第5の内容について網羅的に提案すること。
 - ・A4版(横向き・横書き)で両面印刷すること。カラー、モノクロは問わない。
 - ・頁数は20頁以内(両面10枚以内)とすること。
 - (イ)企業、団体の概要が分かる定款、会則等(企業パンフレットでも可)
 - (ウ)直近2期分の決算書類(企業の場合)
 - (エ)過去2年間の本事業と同種又は類似する事業が分かる、契約書の写し及び履行完了を確認できる検査書等の書面の写し2件分(該当がある場合)
- (2)提出先：下記第9のとおり
- (3)提出期限：令和7年9月24日(水)午後5時まで(必着)
- (4)提出方法：メール、持参、郵送による
- (5)その他：メールでの提出の場合、件名を「【企画提案書の提出】F-REIと地域との連携モデル創出事業(団体名)」とすること。メール送信後電話で到達確認をすること。メール添付サイズが5MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービスを用いること。

第7 業務委託候補者の選定

1. 選定手順

業務１～業務２ごとに、次の各号の定めるところにより、本事業のプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査員が書面にて審査(非公開とする。)を行い、委託候補者を選定する。

- (１)業務１～２ごとに、審査基準(別表)に基づき審査し、審査基準に定める総合得点に基づき、総合得点の合計の上位２者を委託候補者として選定する。企画提案者が１者のみの場合又は契約予定件数以下の場合であっても審査を実施する。なお、総合得点の平均が６割以上であることを選定基準とする。
- (２)総合得点が同点であることにより、委託候補者が契約予定件数以上となった場合は、審査委員会の協議により委託候補者を選定する。
- (３)委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めることになるが、下記第１０の失格条項等に該当する場合(企画提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。)は、契約の締結は行えない。この場合は、次点の者を委託候補者とする。

2. 審査結果の発表及び通知

(ア)期日：別途通知する。

(イ)審査方法：提出があった企画提案書をもとに書面審査を実施

(ウ)発表方法：企画提案者全員に対し書面で通知

(エ)その他：選定されなかった理由を通知の日の翌日から起算して２週間以内に書面により求めることができる

第８ 主なスケジュール

令和７年９月１１日(木)	公募開始（ＨＰ掲載）
令和７年９月１６日(火)１２時	質問書提出締切
令和７年９月１８日(木)(予定)	質問書回答日
令和７年９月２４日(水)１７時	企画提案書提出締切
令和７年１０月９日(木)(予定)	審査結果通知日
令和７年１０月下旬	契約締結

第９ 参加表明書及び企画提案書の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町２番１６号(福島県庁 本庁舎５階)

福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課(担当：根本、山城)

電話：024-521-8645、FAX：024-521-7911

E-mail: fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp

第１０ 失格

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (１)募集要項に定める提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (２)募集要項に定める作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (３)記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (４)虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 予算が委託限度額を超過しているもの。

第 11 統括責任者の設置

受託者は、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を統括責任者として設置しなければならない。なお、統括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

第 12 関係機関との協議

受託者は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行う。

第 13 作業等の打ち合わせ

受託者は、本業務の期間中、県との間で随時打合せを行う。

第 14 契約手続

福島県は第 7 により選定した委託候補者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。

第 15 その他

1. 当該業務による各種成果物等の権利は原則として福島県に帰属する。ただし、双方合意の上で、委託先が本事業の遂行および成果の活用に必要な範囲で当該成果物等を使用することを妨げない。
2. 当該業務による各種成果物等は、福島県がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また福島県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。
3. プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはできないので実現可能な提案とすること。企画提案の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には委託料の減額となることがある。
4. 企画提案書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。
5. 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

別表

審査基準

審査項目	評価の視点	配点	加点率	得点	総配点
事業の内容に関する評価					
事業目的との整合性	本事業の目的と企画提案内容の目的に整合性が取れているか	5	2	10	70
モデルケースの実効性・公共性	社会的価値、公共性、他地域・他分野への展開可能性はあるか	5	3	15	
成果の明確性と波及効果	成果物や目標達成度の明確性、定量・定性面での波及が見込まれるか	5	3	15	
イノベーション性・独自性	F-REIとの連携を通じて、新たな価値・仕組みを生み出せるか	5	2	10	
ニーズとの整合性	企画提案内容が、地域側のニーズに基づいているか	5	2	10	
データの活用	客観的データ・研究知見等に基づいた提案となっているか	5	2	10	
実施体制・遂行能力に関する評価					
連携体制	F-REIや関係機関との連携体制・役割分担の具体性と実現性があるか	5	2	10	30
実施体制・遂行能力	組織体制、工程管理計画は明確で実現性があるか。	5	2	10	
委託費の妥当性と説明責任	積算の妥当性があるか	5	2	10	
計					100